

丸山小学校PPA方式による太陽光発電設備導入業務
公募型プロポーザル方式企画競争実施要領

飯田市市民協働環境部ゼロカーボンシティ推進課

1 趣旨

飯田市（以下「本市」という。）は、環境省から川路地区及び市内小中学校を対象地域として脱炭素先行地域の選定を受け、対象地域内において、2030年度までに民生部門における電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現するための取組みの一環として、太陽光発電設備の導入による再生可能エネルギー電力の供給を推進している。

また、飯田市脱炭素先行地域計画においては、再生可能エネルギーの導入を地域への裨益が高い取組みとするための一手法として、災害レジリエンス強化の視点を織り込むこととしている。

本業務は、脱炭素先行地域づくり事業に対して交付される地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）を活用して、対象地域内に飯田市が所有する公共施設である飯田市立丸山小学校に太陽光発電設備を導入し、平時の電源として利用してCO₂排出量を削減するとともに、災害時には飯田市地域防災計画に定められた指定避難施設及び学校施設としての機能確保に用いる電源とすることにより、地域の災害レジリエンスを強化するため、第三者所有モデルによる電力購入契約（PPA）方式により電力供給を受けることを目的とする。

については、本業務を実施する事業者を選定するため公募型プロポーザル方式企画競争（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務の名称

令和8年度 丸山小学校PPA方式による太陽光発電設備導入業務

3 業務概要

受託者が行う業務の詳細は、次の各号に掲げるもののほか、丸山小学校PPA方式による太陽光発電設備導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (1) 設備設置工事前の詳細調整・詳細設計・手続
- (2) 設備設置工事
- (3) 設備運転・電力供給・維持管理
- (4) 設備撤去・原状回復

4 業務実施場所

飯田市今宮町2丁目113番地1 飯田市立丸山小学校

5 業務期間

- (1) 工事期間

契約締結の日から令和9年9月30日（木曜日）まで

ただし十分な企画提案及び施工品質の確保のために当該期限を超える工期設定が必要な場合は、これを超える提案も妨げない。その場合は企画提案の提出時に「工期設定に関する理由書(任意様式)」を提出し、期間延長が必要不可欠である理由を説明すること。

(2) 電力供給の履行期間

運転を開始した日(工事完了時期を踏まえて市と協議の上で決定する。)から、原則として運転を開始した日から17年を経過する日の属する年度の末日まで

6 業務規模

22,000,000円

※1 この金額は、本業務に係る太陽光発電設備の設置に対して交付する飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金(以下「補助金」という。)の概算想定額である。

※2 この金額は、補助金の交付予定額を示すものではない。

7 参加資格

このプロポーザルに参加するためには、仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有することのほか、次に掲げるすべての要件を満たす必要がある。

(1) 長野県内に本社又は支社を有している法人であること。

(2) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(3) 本業務と類似する業務として、過去5年間に於いて、長野県内又は中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域における、次の条件を満たす業務履行実績を有すること。なお、元請事業者としての実績に限らず、協力事業者として元請事業者に準じる中核的な役割を担い、実務に携わった実績があることでも足りる。

ア 公共施設(公共施設での実績がない場合は民間施設。)の屋根、屋上に太陽光発電設備を設置するものであること。

イ 太陽光発電設備の設備容量が50kW(高压受電施設においては20kW。)を超えるものであること。

ウ オンサイトPPA(PPAのうち、太陽光発電設備を設置した施設又は近接する施設に、一般送配電事業者の送配電網を介さないものをいう。)方式によるものであること。ただし、オンサイトPPA方式での実績がない場合は、保守点検等を含めたものである他の方式であることを妨げない。

(4) 本業務を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。なお、資格を有する者は、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者の従業員等でも構わない。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士

イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者。

イ 破産者で復権を得ない者。

ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 飯田市税を滞納している者。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者。

キ 飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成24年3月30日飯田市告示第42号）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。

- (6) 当市における公民協働による太陽光発電事業推進のための、「いいだ太陽光推進コンソーシアム」が令和8年4月22日に設立された。優先交渉権者として決定した時は、基本協定締結までに当コンソーシアムに参加し、本業務によるPPAの契約期間において参加を継続すること。ただし、当市が参加の継続が困難であるとして特別に認める場合はこの限りではない。

8 日程

プロポーザル及びその後の手続き及び業務は、次の日程で実施することを予定する。

- (1) プロポーザル実施の公告

令和8年9月25日（金曜日）

- (2) 質問の受付

令和8年9月25日（金曜日）から令和8年10月23日（金曜日）まで

- (3) プロポーザル参加申込の受付

令和8年9月25日（金曜日）から令和8年10月2日（金曜日）まで

- (4) 企画提案参考情報の提供

令和8年10月6日（火曜日）を予定

- (5) 施設見学申込の受付

令和8年9月25日（金曜日）から令和8年10月2日（金曜日）まで

- (6) 施設見学日時の決定通知

令和8年10月6日（火曜日）を予定

- (7) プロポーザル参加申込の審査結果決定通知

令和8年10月6日（火曜日）まで

- (8) 施設見学

令和8年10月19日（月曜日）～ 令和8年10月22日（木曜日）まで

- (9) 質問への回答

令和8年10月26日（月曜日）までを予定

- (10) 企画提案の受付

令和8年10月26日（月曜日）から令和8年11月4日（水曜日）まで

- (11) 書類審査の審査結果通知

令和8年11月6日（金曜日）までを予定

(12) ヒアリング審査

令和8年11月12日（木曜日）

(13) ヒアリング審査の審査結果内定通知

令和8年11月19日（木曜日）までを予定

(14) 詳細協議

令和9年1月下旬頃までを予定

※ 仕様書に基づき業務実施内容の詳細を協議する。

(15) ヒアリング審査の審査結果通知（優先交渉権者の公表）

令和8年11月30日（月曜日）までを予定

(16) 基本協定の締結

令和8年12月を予定

※ 優先交渉権者、余剰電力を買い取る小売電気事業者及び当市の間で、業務実施に向けた基本的事項についての協定を締結する。

(17) 補助金の交付申請

基本協定締結日以降

※ 本業務における設備導入に対して、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱（令和4年7月1日環地域事発第2207011号。以下「国交付要綱」という。）に基づき、脱炭素先行地域に選定されている当市が交付を受ける交付金を原資として交付する補助金を交付する。については、当市に対して交付申請をすること。

(18) 補助金の交付決定

補助金の交付申請日以降

(19) PPA（電力購入契約）の締結

補助金の交付決定日以降

※ 詳細協議の結果を受けて、優先交渉権者、余剰電力を買い取る小売電気事業者及び当市の間で、業務実施内容を決定し、PPAを締結する。

(20) 工事実施（令和8年度出来高実績報告分）

PPAの締結日から令和9年2月28日（日曜日）まで

(21) 令和8年度出来高実績報告

令和9年3月1日（月曜日）まで

※ 出来高実績報告をした日までの出来高分（材料費等については納入があり、又は労務費等については実際に労務を受け、費用の請求を受け、及び費用の支払を終えたもの）の経費を明らかにして報告することとなる。

※ 出来高検査が完了するまでは工事を停止すること。

(22) 令和8年度出来高検査

令和8年度出来高実績報告日以降

(23) 補助金の交付請求（部分払分）

令和8年度出来高検査日以降

(24) 補助金の支払（部分払分）

令和9年3月31日（水曜日）まで

(25) 工事実施（事業完了実績報告分）

令和8年度出来高検査以降令和9年9月30日（木曜日）まで

- ※ 本業務で交付する補助金は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金令和8年度繰越明許費を財源とすることから、令和8年度出来高検査以降令和9年3月31日（水曜日）までの期間の出来高分も交付対象経費となるため、工事を実施してよい。

(26) 補助金の完了実績報告

令和9年9月30日（木曜日）まで

- ※ 令和8年度出来高実績報告の出来高分以外の経費について報告することとなる。

(27) 竣工検査

完了実績報告日以降

(28) 補助金の交付請求（精算払分）

竣工検査日以降

(29) 補助金の支払（精算払分）

令和9年11月1日（月曜日）までを予定

(30) PPAによる電力供給開始

令和9年10月1日（金曜日）から

- ※ 系統連系手続の完了に期間を要する場合は、この限りでない。
- ※ 優先交渉権者との協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、プロポーザルにおいて次点とした者と交渉する場合がある。この場合、「優先交渉権者」とある箇所を「次点とした者」と読み替え、必要により日程を再調整した上で、同様の順序で進めるものとする。
- ※ 国交付要綱に基づき、脱炭素先行地域に選定されている本市が交付を受ける交付金を原資として交付する補助金の交付が困難な状況となった場合には、優先交渉権者との協議又は次点とした者との交渉を打ち切るものとする。

9 質問の受付及び回答

プロポーザル参加申込を予定する事業者を対象に、本業務の企画提案に関する質問を受け付ける。

(1) 提出方法

次の事項を記載し、ゼロカーボンシティ推進課（sakugen_co2@city.iida.nagano.jp）へ電子メールで提出すること。

ア 件名は「PPAプロポーザルに関する質問」とすること。

イ 本文に次の事項を記入すること。

(ア) 法人の名称

(イ) 担当者の氏名

(ウ) 電話番号

(エ) 質問の本要領又は各種様式における該当部分

(オ) 質問の内容

- ※ 質問が複数ある場合は、電子メールの本文において適宜、項を分けて記入すること。

※ 提出があった翌日（閉庁日を除く。）までに提出を受け付けた旨の電子メールを返信するので、これを受信できない場合は電話等で連絡すること。

※ 質問に不明な点がある場合は、当市から電子メール、電話等で確認をすることがある。

(2) 提出受付期間

令和8年9月25日（金曜日）から令和8年10月23日（金曜日）まで

※ 質問を一度にまとめて提出する必要はない。企画提案までの期間に極力余裕をもって回答するため、また、回答に対する再質問の期間を確保するため、質問がある場合は随時提出願いたい。

(3) 回答予定日

令和8年10月26日（月曜日）までを予定

(4) 回答方法

全ての業者から受け付けた質問の要旨及び質問への回答を飯田市のウェブサイト上に掲載する。

※ 質問を行った業者の情報は公表しない。また、質問の内容に業者が特定できる要素が含まれる場合は伏せ字等に置き換えるものとする。

10 プロポーザル参加申込

(1) 提出書類

次の書類を作成し、書面（紙媒体）により提出すること。

ア プロポーザル参加申込書

様式第1号の1に必要事項を記入し、提出すること。

イ 会社概要説明書

様式第1号の2に必要事項を記入し、提出すること。

ウ 参加資格に係る書類

次の書類を提出すること。

(ア) 7(3)の業務の契約書及び仕様書の写し（契約の事実が証明できる部分のみの写しでよい。）

(イ) 7(4)アに係る一級建築士の資格証の写し

(ウ) 7(4)イに係る電気主任技術者の資格証の写し

(エ) 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書

提出日前3か月以内に発行したものに限る。

(オ) 市税完納証明書

提出日前3か月以内に発行したものに限る。飯田市役所証明書発行窓口、各自治振興センター窓口又は市民照明コーナーで発行を受けること。発行時の必要提出書類あり。発行手数料1部300円。

参考URL <https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/4/kannoushoumei.html>

エ 機密保持誓約書

様式第1号の3に必要事項を記入し、提出すること。

オ 提出書類チェックリスト

様式第1号の4に必要事項を記入して提出すること。

(2) 提出部数

該当項	提出書類	部数
(1) ア	プロポーザル参加申込書（様式第 1 号の 1）	1 部
(1) イ	会社概要説明書（様式第 1 号の 2）	1 部
(1) ウ(ア)～(オ)	参加資格に係る書類	各 1 部
(1) エ	機密保持誓約書（様式第 1 号の 3）	1 部
(1) オ	提出書類チェックリスト（様式第 1 号の 4）	1 部

(3) 提出場所

飯田市大久保町2534番地 飯田市役所本庁舎 C棟 1階
ゼロカーボンシティ推進課窓口（C12番窓口）

※ 本業務のプロポーザルの内容及び提出書類の内容について理解している方が持参すること。

(4) 受付期間

令和 8 年 9 月 25 日（金曜日）から令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）まで（必着）
ただし、飯田市役所の閉庁日を除く。

(5) 各日の受付時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(6) 企画提案参考情報の提供

プロポーザル参加申込者に対して、各施設の電力契約情報、過去 1 年間の請求書、過去 1 年間の電力使用量の 30 分値、構造計算書、詳細図面、自家消費料金の参考価格等の情報を提供する。

(7) 審査結果の決定通知予定日

令和 8 年 10 月 6 日（火曜日）まで

(8) 審査結果の決定通知方法

プロポーザル参加申込書に記載した電子メールアドレスに対して電子メールで通知する。

11 施設見学

プロポーザル参加者として決定を受けた事業者は、次のとおり設備の導入を予定する施設を見学できる。

(1) 施設見学期間

令和 8 年 10 月 19 日（月曜日）～ 令和 8 年 10 月 22 日（木曜日）

※ 期間内であっても、施設側の都合等により見学できない日時がある。

※ 複数の事業者が同じ日時帯での見学を希望した場合は、先に申込を受領した事業者を優先する。

(2) 施設見学申込

ア 申込方法

施設見学申込書（様式第 2 号）に必要事項を記入し、その書面（紙媒体）1 部をゼロカーボンシティ推進課窓口提出するか、又はその電子データをゼロカーボンシティ推進課の電子メールアドレスに電子メールで送信することにより申し込むこと。

イ 受付期間

令和 8 年 9 月 25 日（金曜日）から令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）まで

ただし、飯田市役所の閉庁日を除く。

※ 電子メールの送信による場合は、申込があった翌日（閉庁日を除く。）までに提出を受け付けた旨の電子メールを返信するので、これを受信できない場合は電話等で連絡すること。

※ 質問に不明な点がある場合は、当市から電子メール、電話等で確認をすることがある。

(3) 各日の受付時間（書面提出の場合）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(4) 施設見学日時決定通知日

令和 8 年 10 月 6 日（火曜日）を予定

(5) 施設見学日時決定通知方法

施設見学申込書に記載した電子メールアドレスに対して電子メールで通知する。

12 企画提案

プロポーザル参加者として決定を受けた事業者は、次のとおり企画提案をすること。

(1) 提出書類

次の書類を作成し、書面（紙媒体）により提出すること。

ア 企画提案書

様式第 3 号の 1 に必要事項を記入し、次の書類を添付して提出すること。

(ア) 設備の設置工事に係る業務実施体制図

(イ) 設備の設置工事に係る工程表

(ウ) 設備の設置工事に関して企画提案書の説明を補足する上で必要な書類

(エ) 設備の運用保守管理に係る定期点検の計画表

(オ) 設備の運用保守管理に係る設備交換の計画表

(カ) 設備の運用保守管理に関して企画提案書の説明を補足する上で必要な書類

(キ) 毎年の収支計画が分かる資金計画表

(ク) 事業資金計画に関して企画提案書の説明を補足する上で必要な書類

(ケ) 過去 5 年分の貸借対照表及び損益計算書

(コ) 過去 5 年間ににおける本業務と類似する業務の実績一覧表

※類似業務の条件は、「7 参加資格(3)」のとおり。

(サ) 法人の経営状況に関して企画提案書の説明を補足する上で必要な書類

イ 施設・設備系統別設備構成計画書

施設及び設備系統ごとに様式第 3 号の 2 に必要事項を記入し次の書類を添付して提出すること。

(ア) 太陽光発電パネル及びPCSの仕様が分かるメーカーのカタログ又はウェブページの写し

(イ) 太陽光発電パネルの設置位置、PCSの設置位置及び配線経路が分かる図面

(ウ) 太陽光発電設備に関して説明を補足する上で必要な書類

ウ 提出書類チェックリスト

様式第 3 号の 3 に必要事項を記入して提出すること。

＜留意事項＞

- ・企業名、ロゴの記載等、業者が特定できる要素の記載は禁止とする。
- ・提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- ・添付書類はA4判を基本とするが、図面等についてはA3判の使用も可能とする。この場合、縦向きで左側を綴じた場合に展開できるようA4判サイズに畳むこと。
- ・飯田市が必要と認める場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。
- ・飯田市が必要と認める場合には、提出書類のうち図面等について、別途、データを保存した電磁的記録媒体（CD、DVD又はUSBメモリとすること。なお、当該媒体は返却しない。）での提出を求めることがある。

(2) 提出部数

該当項	提出書類	部数
(1) ア	企画提案書（様式第 3 号の 1）	正本 1 部、副本 8 部
(1) ア（ア）～ （サ）	企画提案書の添付書類	正本 1 部、副本 8 部
(1) イ	施設・設備系統別設備構成計画書（様式第 3 号の 2）	正本 1 部、副本 8 部
(1) イ（ア）～ （ウ）	施設・設備系統別設備構成計画書の添付書類	正本 1 部、副本 8 部
(1) ウ	提出書類チェックリスト（様式第 3 号の 3）	正本 1 部

※提出書類チェックリスト（様式第 3 号の 3）以外の書類については、一連で綴り提出すること。

※副本については社名を記載しないこと。また、提案内容から社名が類推できる記載は厳に慎むこと。

(3) 提出場所

飯田市大久保町2534番地 飯田市役所本庁舎 C棟 1 階
ゼロカーボンシティ推進課窓口（C12番窓口）

※ 本業務のプロポーザルの内容及び提出書類の内容について理解している方が持参すること。

(4) 受付期間

令和 8 年10月26日（月曜日）から令和 8 年11月 4 日（水曜日）まで
ただし、飯田市役所の閉庁日を除く。

(5) 各日の受付時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

13 書類審査

企画提案があった提案者を対象に、企画提案に関する提出書類についての審査を実施する。

(1) 審査の方針

書類審査通過者は原則として 3 者までとする。

(2) 審査結果の通知方法

プロポーザル参加申込書に記載した電子メールアドレスに対して電子メールで通知する。

(3) 審査結果の通知予定日

令和8年11月6日（金曜日）までを予定

(4) 留意事項

書類審査を通過した提案者の数及び名称並びに審査の過程は公表しない。また、提案者に対しても審査の過程は開示しない。

14 ヒアリング審査

多数の企画提案があった場合、書類審査を通過した提案者を対象に、企画提案に関する提出書類についての審査を実施する。

(1) 審査の方針

原則としてすべての審査対象者に順位を付け、最高順位となった者を優先交渉権者に決定する。優先交渉権者との協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、プロポーザルにおいて次点とした者と交渉する場合がある。

(2) 審査日時

令和8年11月12日（木曜日）

※ ヒアリング審査に参加する提案者数に応じて、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間で1時間以内を指定して実施することとし、提案者都合による日時変更には応じない。ついては、プロポーザルに参加を予定する提案者は、あらかじめ説明担当者が出席できるよう日程を確保すること。

(3) 審査会場

飯田市大久保町2534番地 飯田市役所本庁舎 C棟1階
C211会議室

(4) 発表方法

企画提案で提出した書類及び口頭での説明とする。

(5) 発表時間

冒頭説明20分間、質疑応答10分間とする。

(6) ヒアリング審査の審査結果内定通知

令和8年11月19日（木曜日）までを予定

(7) 審査結果の通知方法

プロポーザル参加申込書に記載した電子メールアドレスに対して電子メールで通知する。

(8) その他

優先交渉権者は公表する。その他の提案者の名称及び審査の過程は公表しない。また、提案者に対しても審査の過程は開示しない。

15 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は当市に

移転する。

イ 提案者は、自治体に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ自治体に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、飯田市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより非公開情報以外の情報を公開する場合がある。

(2) 提出書類は返却しない。また、提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は、本業務の実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため当市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

16 失格要件

プロポーザル参加申込の後に次のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案を受け付けず、若しくは審査をせず、又は優先交渉権者としての決定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(3) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(4) 提出した企画提案の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。

(5) その他、当市又は審査委員会が不適切と判断したとき。